

鷹巣阿仁地域合併協議会設置に関する協議書調印式

日 時 平成 16 年 2 月 9 日（月）

午後 2 時～

会 場 鷹巣阿仁広域交流センター

次 第

1. 開 会

2. 鷹巣阿仁地域合併協議会設置に関する協議書に調印

3. あいさつ

（1）鷹巣町長 岸 部 隆

（2）合川町長 佐 藤 修 助

（3）森吉町長 松 橋 久太郎

（4）阿仁町長職務代理者 阿仁町助役 吉 田 茂

4. 閉 会

第 1 回鷹巣阿仁地域合併協議会

日 時 平成 16 年 2 月 9 日(月)午後 2 時
会 場 鷹 巣 阿 仁 広 域 交 流 セ ン タ ー

次 第

1. 辞 令 交 付
2. 開 会
3. 正副会長、委員、監査委員、幹事及び事務局職員の紹介 1～ 2
4. 会長あいさつ
5. 鷹巣阿仁地域合併協議会設置に至る経緯について 3～ 4
6. 会議録署名委員の指名
7. 議 題
 - (1) 報 告 1
 - 報告第 1号 鷹巣阿仁地域合併協議会規約について 5～ 9
 - 報告第 2号 鷹巣阿仁地域合併協議会規約等に関する確認書について . . . 10～13
 - 報告第 3号 鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程について 14～15
 - 報告第 4号 鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程について 16～18
 - 報告第 5号 鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程について 19～24
 - 報告第 6号 鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程について 25～29
 - 報告第 7号 鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程について 30～33
 - (2) 協 議
 - 協議第 1号 鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程（案）について . . . 38～41
 - 協議第 2号 鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程（案）に
ついて 42～43
 - 協議第 3号 鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画（案）について 44～46
 - 協議第 4号 平成 15 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算（案）について . . 47～54
 - 協議第 5号 平成 16 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算（案）について . . 55～63
 - 協議第 6号 新市まちづくり計画の策定方針（案）について 64～66
 - 協議第 7号 合併協定調整方針（案）について 67～70
 - 協議第 8号 合併協定項目（案）について 71～73

(3) 報 告 2

報告第 8号 鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴要綱について・・・・・・・・ 34～37

(4) 提 案 (次回の協議事項)

協議第 9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の事務所の位置について

協議第12号 新市の名称について

協議第13号 新市名称選考小委員会設置規程(案)について

別 冊

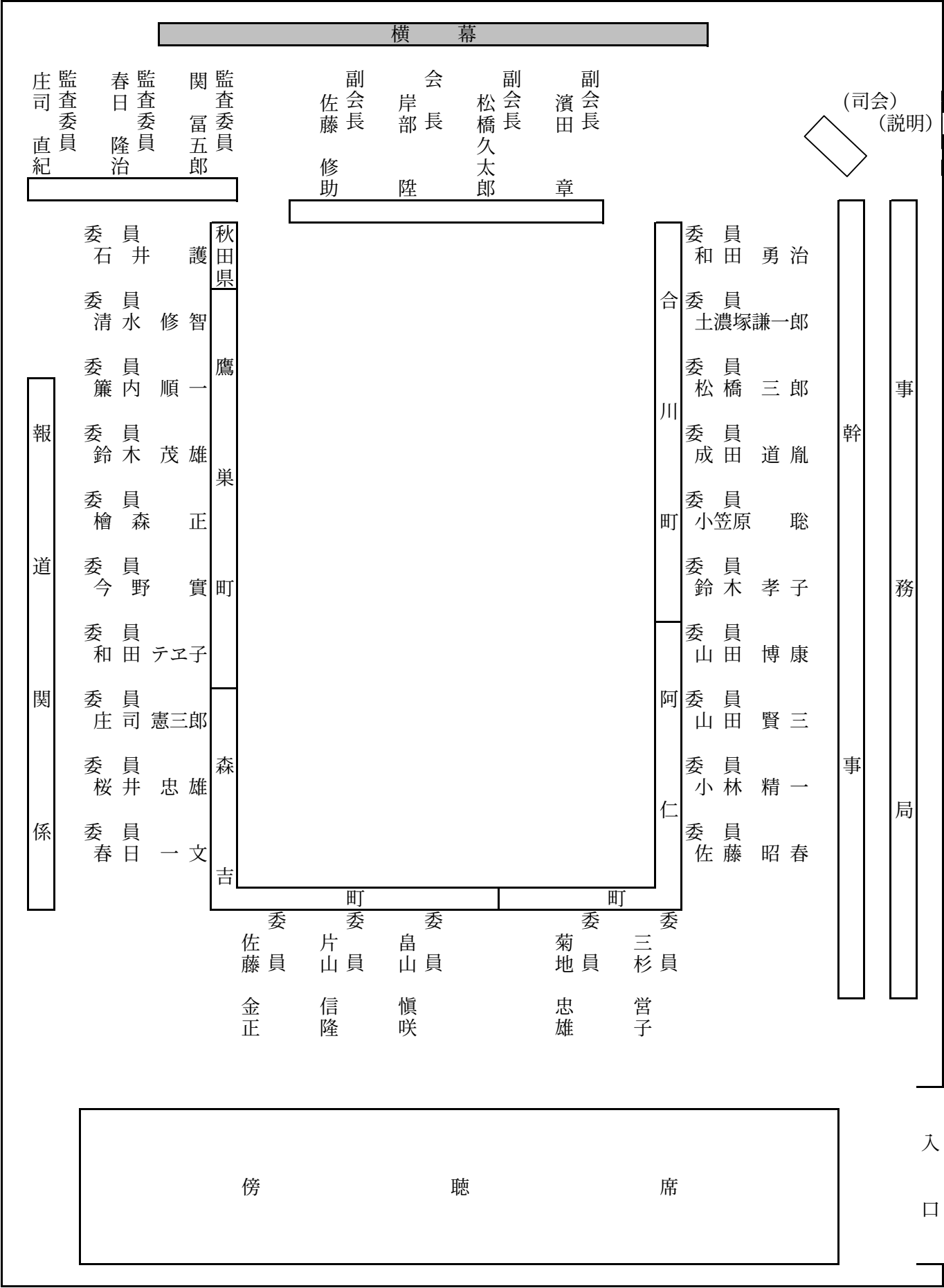
8. 次回の開催日について

9. そ の 他

10. 閉 会

第1回鷹巣阿仁地域合併協議会配席図

会場：鷹巣阿仁広域交流センター講堂



第 1 回

鷹巣阿仁地域合併協議会

■日 時 平成16年2月9日（月）午後2時～

■場 所 鷹巣阿仁広域交流センター

報告第 1 号

鷹巣阿仁地域合併協議会規約について

鷹巣阿仁地域合併協議会規約を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会規約

(設置)

第1条 鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町（以下「4町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 協議会は、鷹巣阿仁地域合併協議会と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号 鷹巣町役場内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、委員（副会長を含む。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4町の長が協議し、4町の長の中から会長1名、副会長3名を選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 4町の長（前条第1項の規定により会長となった者を除く。）
- (2) 4町の議会議長及び議会の推薦する議員各2名
- (3) 4町の長が定めた学識経験を有する者各3名
- (4) 4町の長が協議して定めた学識経験を有する者1名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知

しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければならないことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、所掌する事務の一部について調査及び審査を行なうため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について検討し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項の専門的な協議及び調整を行なうため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に関する経費は、4町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、4町の協議により定める。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、4町の代表監査委員の中から、4町の長が協議して定めた3名に委嘱して行なう。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員(第7条第1項第2号及び第3号に規定する委員並びに監査委員に限る。)は、報酬及びその職務を行なうために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会の解散の場合の処置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

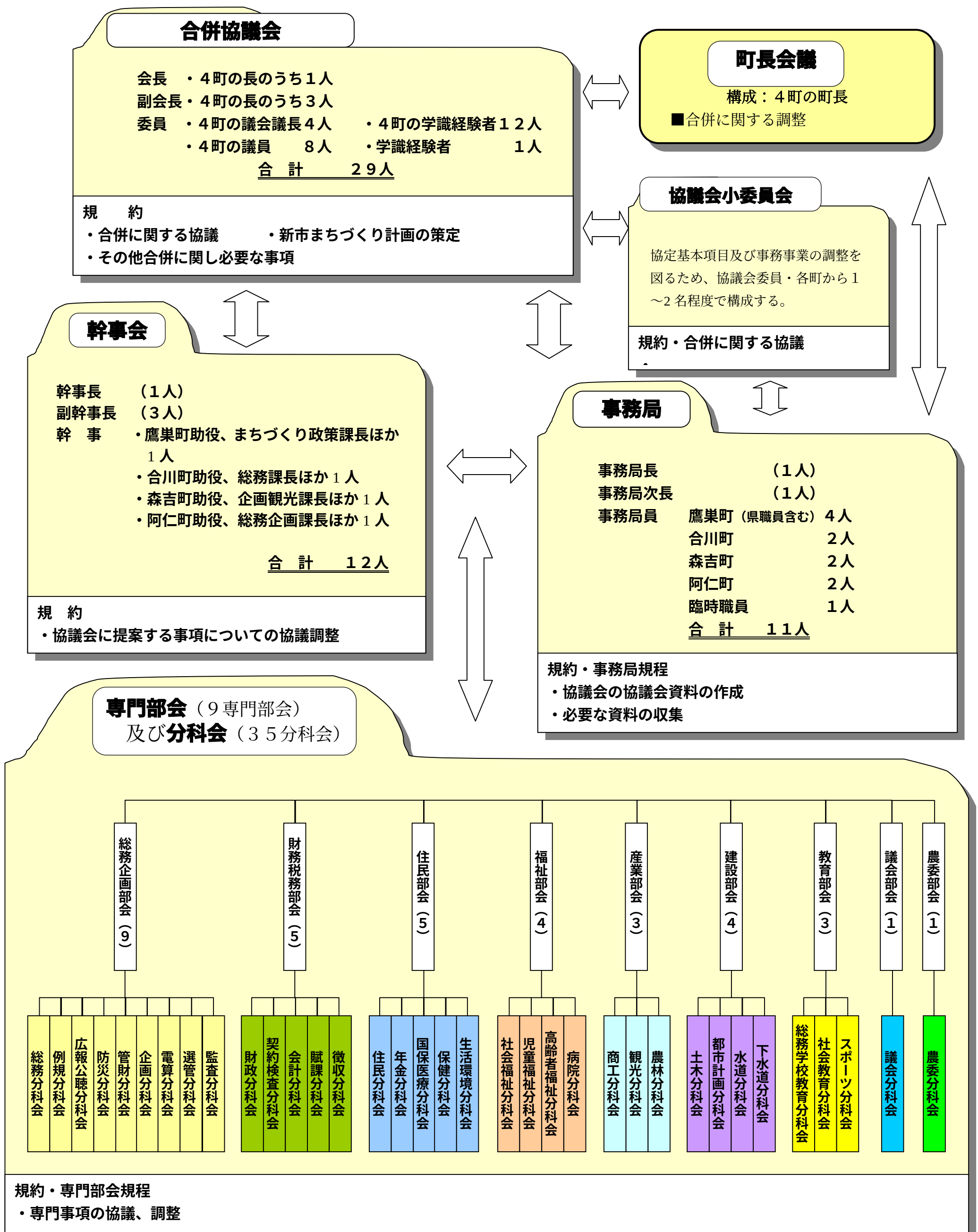
(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成16年2月9日から施行する。

鷹巣阿仁地域合併協議会組織図及び検討フロー



報告第 2 号

鷹巣阿仁地域合併協議会規約等に関する確認書について

鷹巣阿仁地域合併協議会規約等に関する確認書を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

別 紙)

鷹巣阿仁地域合併協議会の規約等に関する確認書

鷹巣町長、合川町長、森吉町長及び阿仁町長（以下「4町の長」という。）は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）中、関係の4町長が協議して定める事項、その他確認を必要とする事項について下記のとおり協議し、確認した。

記

【4町の長が協議して定める事項】

1. 会長及び副会長の選任について（規約第6条）

役職名	氏 名
会 長	岸 部 隆（鷹巣町長）
副会長	松 橋 久太郎（森吉町長）
	佐 藤 修 助（合川町長）
	濱 田 章（阿仁町長）

○会長である町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに町長に就任した場合には、関係する町の長の協議により、会長及び副会長を選任するものとする。

○副会長である町長がその身分を喪失し、前任者以外の者が新たに町長に就任した場合には、協議会の副会長としてその身分を継承するものとする。

2. 委員の選任について（規約第7条第1項第4号）

規約第7条第1項第4号の委員	秋田県北秋田地域振興局長 石 井 護
----------------	--------------------

3. 事務局の事務に従事させる職員について（規約第13条第2項）

町名	職 名	氏 名	事務局職名
鷹巣町	課長補佐	斎 藤 彦 志	事務局長
	(秋田県) 副主幹	佐 藤 満	事務局次長
	係 長	田 村 義 明	計画班長
	主 査	秋 元 泰 之	計画班兼総務班
合川町	主 事	高 橋 浩 二	調整班
	臨時職員	福 田 芳 子	総務班
森吉町	主席課長補佐	金 義 孝	調整班長
	係 長	石 崎 賢 一	計画班
阿仁町	主席課長補佐	渡 部 哲 男	総務班長
	主席主査	佐 藤 孝 一	調整班兼総務班
臨 時 職 員		佐 藤 華 香	総 務 班

○派遣職員（秋田県職員）に係る全ての経費は、4町の負担とする。

秋田県へは鷹巣町が支払い、合川町、森吉町及び阿仁町はそれぞれ鷹巣町に負担するものとする。

4. 監査委員の委嘱について（規約第15条第1項）

所属・職名	氏 名
合川町代表監査委員	関 富五郎
森吉町代表監査委員	春 日 隆 治
阿仁町代表監査委員	庄 司 直 紀

【会長が定める事項】

5. 会長の職務代理について（規約第8条第2項）

森吉町長 松 橋 久太郎

○「会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき」とは、当該町長としての身分の喪失以外の場合で、協議会の会議を欠席する場合に該当する。また、該当の町長としての身分の喪失の場合で、新たに協議会の会長が選出されるまでの期間に該当する。

【その他の事項】

6. 委員の公務災害補償制度の適用について

規約第7条第1項第3号の委員（4町の長が定めた委員）については、それぞれが属する町の公務災害補償制度を適用するものとする。

7. 事務局職員の身分等について

- （1）事務局職員の身分は、それぞれの町に属する。
- （2）事務局職員の給与及び共済費等は、それぞれの町で負担する。
- （3）地方公務員法第27条第2項第3項に規定する分限及び懲戒処分はそれぞれの町の条例による。
- （4）勤務時間の割り振り並びに休憩及び休息時間は、事務所所在地の町の例による。
- （5）その他の法令や別に定めがあるものを除き、職務の服務に関する事項は事務所所在地の例による。

8. 「会長が定める事項」の取り扱いについて

規約、規程、要綱等で規定する会長が定める(指定する)事項は、特に必要な場合を除き、継続性を確保するため変更しないものとする。

9. 確認内容の変更について

本確認内容に変更が生じた場合は、別に確認書を取り交わすものとする。

以上のとおり協議し、確認した。

平成16年2月3日

鷹 巣 町 長 岸 部 陸

合 川 町 長 佐 藤 修 助

森 吉 町 長 松 橋 久太郎

阿仁町長職務代理者
阿 仁 町 助 役 吉 田 茂

報告第 3 号

鷹巣阿仁地域合併協議会幹事規程について

鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 4町の助役
- (2) 4町の市町村合併担当課長及び4町の長がそれぞれ定める職員各1人

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 3人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員の職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副幹事長のうちから幹事長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における協議及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

報告第4号

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程について

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程を別紙のとおり報告する。

平成16年2月9日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各専門部会の名称は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 3人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副部会長のうちから部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について協議及び調整を行うため、専門部会に分科会を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議及び調整の経過並びに結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

報告第 5 号

鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程について

鷹巣阿仁地域合併協議会分科会規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）規程第7条第1項の規定に基づき、専門部会の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、鷹巣阿仁地域合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各分科会の名称は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる課等の職員を委員として組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 3人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の職務)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副分科会長のうちから分科会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における協議及び調整の経過並びに結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

専門部会・分科会の主な分掌事務

専門部会名	分 科 会 名	主 な 分 掌 事 務
総務企画部会	総務分科会	庁舎の管理及び整備に関すること。
		行政区域に関すること。
		行政協力員に関すること。
		地縁団体に関すること。
		褒章及び表彰に関すること。
		議会の招集及び提出議案の総括に関すること。
		文書事務の指導及び統制に関すること。
		個人情報の保護に関すること。
		行政手続及び情報公開の統括に関すること。
		職員の任免、配置、給与、定数に関すること。
		職員の分限、懲戒、退職その他身分に関すること。
		特別職報酬等審議会に関すること。
		職員団体に関すること。
		職員の福利厚生、安全衛生に関すること。
	例規分科会	条例、規則等の審査及び公布に関すること。
	広報公聴分科会	市政の普及啓蒙に関すること。
		広報公聴及び広報刊行物の編集発行に関すること。
		市政の情報、資料の収集及び管理に関すること。
		陳情及び請願の受付及び連絡調整に関すること。
	防災分科会	防災計画及び災害救助に関すること。
		消防団に関すること。
		水難防止対策の統括に関すること。
	管財分科会	公有財産の総括に関すること。
		普通財産の管理及び処分に関すること。
		財産区に関すること。
		土地開発基金に関すること。
	企画分科会	総合計画の策定に関すること。
		行政組織及び事務の総合調整に関すること。
		事務改善及び事務能率に関すること。
		広域行政に関すること。
		行政改革に関すること。
		国、県等の委託統計調査に関すること。
		地方分権に関すること。
	電算分科会	電子計算組織の管理運用に関すること。
		電子計算適用業務のシステム開発に関すること。
		地域情報化対策の企画及び推進に関すること。
	選管分科会	選挙管理委員会の事務に関すること。
	監査分科会	監査委員の事務に関すること。
財務税務部会	財政分科会	財政の計画及び調査に関すること。
		予算の編成及び総括に関すること。
		地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等に関すること。
		指定金融機関に関すること。
	契約検査分科会	入札参加資格審査に関すること。
		入札を伴う契約に関すること。
		指名審査会及び資格審査会に関すること。
		備品、印刷物及び用品調達基金に属する物品の発注及び研修に関すること。
		物品調達業者の登録に関すること。
		土木工事、建築工事、修繕工事の検査に関すること。
		請負工事の成績の評定に関すること。
	会計分科会	収入及び支出の審査に関すること。
		現金の出納及び保管に関すること。
		有価証券の出納及び保管に関すること。
		決算の調製に関すること。
		その他収入役の権限に属する事務に関すること。
	賦課分科会	税務の諸証明に関すること。
		町民税及び軽自動車税の賦課及び調定に関すること。
		固定資産の評価に関すること。
		固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。
		国有資産等所在市町村交付金に関すること。
	徴収分科会	町税の消し込みに関すること。
		納入済み通知書の保管に関すること。
		町税の欠損処分に関すること。

専門部会名	分科会名	主 な 分 掌 事 務
住 民 部 会	住民分科会	戸籍、人口動態、戸籍統計に関すること。
		外国人登録に関すること。
		住民基本台帳に関すること。
		自動車臨時運行許可に関すること。
		住居表示に関すること。
	年金分科会	国民年金被保険者の調査に関すること。
		国民年金諸届出書の受理、審査、証書及び手帳の交付に関すること。
		国民年金保険料の検認に関すること。
		その他年金に関すること。
	国保医療分科会	国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
		国民健康保険税の税率の決定に関すること
		国民健康保険税の賦課及び調定に関すること
		保険給付に関すること。
		国民健康保険被保険者証の更新及び検認に関すること。
		国民健康保険事業基金の管理に関すること。
		老人医療費及び福祉医療費に関すること。
		はり、きゅう、マッサージ施術費に関すること。
	保健分科会	公衆衛生思想の普及高揚に関すること。
		感染患者の取り扱いに関すること。
		疾病予防及び衛生教育に関すること。
		健康相談及び栄養指導に関すること。
		集団検診に関すること。
		母子健康手帳の交付に関すること。
		予防接種に関すること。
	生活環境分科会	防犯及び防犯指導隊に関すること。
		狂犬病の予防に関すること。
		墓地の設置及び管理に関すること。
		消費者保護に関すること。
		交通安全対策及び交通指導隊に関すること。
		環境保全に関する調査、対策の総括に関すること。
		一般廃棄物の処理計画及び統計調査に関すること。
		し尿処理の計画調整に関すること。
		ごみの収集及び運搬に関すること。
福 祉 部 会	社会福祉分科会	福祉行政施策の企画及び福祉施設整備計画の総括に関すること。
		社会福祉統計に関すること。
		社会福祉施設の管理に関すること。
		要生活保護者からの相談及び助言に関すること。
		生活保護の決定及び実施並びに更生指導に関すること。
		身体障害者福祉に関すること。
		知的障害者福祉に関すること。
		精神障害者福祉に関すること。
		障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
		民生委員及び児童委員に関すること。
		社会福祉団体にに関すること。
	児童福祉分科会	児童福祉施設の管理に関すること。
		保育園に関すること。
		児童福祉に関すること。
		母子、父子福祉に関すること。
		児童手当、児童福祉手当及び特別児童手当に関すること。
		家庭児童相談員に関すること。
	高齢者福祉分科会	高齢者福祉施設の管理に関すること。
		介護保険事業の計画及び運営に関すること。
		介護保険料の決定に関すること。
		要介護認定及び要介護支援に関すること。
		介護保険料の賦課及び調定に関すること。
		高齢者対策に関すること。
		老人福祉に関すること。
		敬老会に関すること。
	病院分科会	病院事業に関すること。

専門部会名	分科会名	主 な 分 掌 事 務
産 業 部 会	商工分科会	商業及び鉱工業の振興に関すること。
		中小企業の育成に関すること。
		雇用の促進に関すること。
		企業立地に関すること。
	観光分科会	観光及び物産振興に関すること。
		行事観光の振興に関すること。
		地場産品の開発及び流通販売の促進に関すること。
		伝統工芸品及び特産品の振興に関すること。
	農業分科会	農林業政策の総合企画及び調整に関すること。
		農業振興地域の整備に関すること。
		水田転作に関すること。
		土地改良事業に関すること。
		森林計画及び経営指導に関すること。
		狩猟及び鳥獣保護に関すること。
		公有林の造林、保育及び管理に関すること。
建 設 部 会	土木分科会	道路、橋梁及び河川の維持及び管理に関すること。
		除雪計画の立案及び実施に関すること。
		道路計画の立案に関すること。
		土木施設の災害復旧に関すること。
	都市計画分科会	都市計画に関する総合企画及び調整に関すること。
		開発行為の許可の経由に関すること。
		市街地再開発に関すること。
		都市公園事業に関すること。
		公園及び緑地の設置及び管理に関すること。
		公営住宅の維持管理に関すること。
		建築確認申請に関すること。
		公有建物の建築工事に関すること。
	水道分科会	水道事業に関すること。
	下水道分科会	工業用水道事業に関すること。
		公共下水道、都市下水路、排水路の事業の総合企画及び調整に関すること。
		下水道事業に関すること。
		農業集落排水事業に関すること。
		合併処理浄化槽排水施設の設置許可に関すること。
教 育 部 会	総務学校教育分科会	教育委員会の会議に関すること。
		規則、規程等の制定改廃に関すること。
		教育施設等の設置整備に関すること。
		教育委員会事務局、教育機関等の連絡調整に関すること。
		学校、幼稚園に関すること。
	社会教育分科会	社会教育の総合企画及び調査研究に関すること。
		青少年健全育成に関すること。
		芸術文化の振興に関すること。
	スポーツ分科会	公民館、図書館、児童育成施設その他社会教育施設に関すること。
		住民体育の総合企画及び実施に関すること。
議 会 部 会	議会分科会	体育施設の管理及び運営に関すること。
議 会 部 会	議会分科会	議会の事務に関すること。
農 委 部 会	農委分科会	農業委員会の事務に関すること。

報告第 6 号

鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程について

鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会及び協議会の幹事会（以下「協議会等」という。）の会議に関する事項
- (2) 協議会等の協議資料の作成に関する事項
- (3) 協議会等の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員（以下「職員」という。）は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、事務局長及び事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の総括管理
- (2) 所属職員の指揮監督

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に重要と認める事項。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の幹事会、専門部会、分科会の調整に関すること。
- (2) 4町の連絡調整に関すること。

- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1 件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。
- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ協議会の副会長のうちから会長が指名する者がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書)

第9条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する町の例による。

(公印)

第10条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第11条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する町の例による。

(給与等)

第12条 職員の給与は、当該職員の属する町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する町の例により、協議会の予算から支給する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

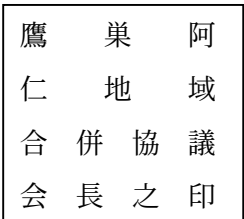
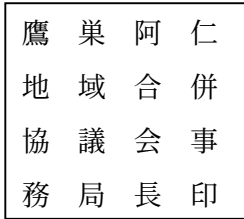
附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	分 掌 事 務	
総 務 班	1. 協議会の庶務	○協議会の予算、会計事務に関すること ○事務局職員に関すること ○文書処理に関すること ○国及び秋田県等との連絡調整に関すること ○合併の諸手続き等に関すること
	2. 協議会、幹事会の開催	○協議会、幹事会の開催に関すること
	3. 合併に関する情報提供	○協議会だよりの発行 ○ホームページの編集に関すること ○住民説明会に関すること
	4. 合併に係る研修	○先進地視察研修に関すること
	5. 合併協定項目の調整	○合併の方式、合併の期日、新市の名称及び新市の事務所の位置に関すること
調 整 班	1. 専門部会、分科会の調整	○各専門部会及び各分科会への連絡、調整に関すること
	2. 合併協定項目の調整	○合併協定項目（基本 4 項目を除く。）の調整に関すること
	3. 新市の例規の調整	○例規集の編集に関すること
計 画 班	1. 新市まちづくり計画の調整	○新市まちづくり計画策定のための調整等に関すること
	2. 財政計画の調整	○新市の財政計画策定のための調整等に関すること
	3. 電算統合の調整	○電算システム統合事業に係る調整に関すること

別表第2（第10条関係）

公印の種類	様式	印材	書体	寸法	用途	管守責任者	個数
会長印		つげ	てん書	方18ミリメートル	一般文書用	局長	1
局長印		つげ	てん書	方18ミリメートル	一般文書用	局長	1

報告第7号

鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程について

鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程を別紙のとおり報告する。

平成16年2月9日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算（以下「予算」という。）は、規約第14条第1項に規定する4町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに4町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長が別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 現金出納簿

(2) 予算執行整理簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

報告第 8 号

鷹巣阿仁地域合併協議会会傍聴要綱について

鷹巣阿仁地域合併協議会会傍聴要綱を別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴届（別記様式）に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、のぼりの類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴届

鷹巣阿仁地域合併協議会会議傍聴要綱第 3 条の規程に基づき、下記のとおり届けます。

記

1. 住 所 _____

2. 氏名 _____ **3. 年齢（ 歳）** _____

協議第 1 号

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程（案）について

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録に署名すべき委員は、2名とし、会長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見

を聴くことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営申し合わせ事項

鷹巣阿仁地域合併協議会の会議運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1. 代理出席

代理出席は、各町の長にのみ認め、発言できるものとする。ただし、代理の場合は、会長及び副会長の職を代理するものではない。

2. 会議資料の取り扱い

- (1) 会議資料は、協議資料（報告事項等を含む）と附属資料に分類する。
- (2) 会議録は全文記録方式とする。
- (3) 会議資料は閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみ配布するものとする。
- (4) 会議資料の閲覧場所は、鷹巣阿仁地域合併協議会事務局及び各町の合併担当課とする。
- (5) 上記に定めるほか、資料の配布、閲覧については会長の判断による。

協議第 2 号

鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程（案）について

鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）の委員（規約第7条第1項第2号及び第3号に規定する委員並びに監査委員に限る。以下同じ。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員の報酬は、日額6,500円とする。

(費用弁償)

第3条 委員が協議会に出席したときは、協議会の会長の属する町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 委員がその職務を行うために旅行したときは、協議会の会長の属する町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

3 前2項の規定は委員以外の者が協議会の依頼に応じて、会議に出席した場合及び旅行した場合について準用する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の会長の属する町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

協議第 3 号

鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画（案）について

鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会事業計画(案)

1. 協議会及び幹事会の開催
2. 新市まちづくり計画の策定
3. 合併協定項目の調整及び合併協定書の作成
(合併協定基本項目の調整、事務事業の調整及び一元化)
4. 市町村合併先進地研修の実施
5. 新市電算業務の調整及び一元化
6. 新市例規原案の作成
7. 合併協議に係る情報提供の実施
 - 住民説明会の開催
 - 協議会だよりの発行
 - ホームページの開設

新市誕生までのスケジュール（案）

協議会事業計画資料

区 分	平成15年度										平成16年度																			
	合併準備会				任意合併協議会						法定合併協議会																			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
協議会	合併準備会設立		任意協議会予算検討		任意合併協議会設立	合併基本項目事前調査 ・合併の形態（新設・編入） ・新市の名称 ・庁舎の位置 ・財産、負債 ・法定協議会の規約の検討 将来ビジョンの検討		法定協議会予算検討		法定合併協議会設立 基本理念の報告・議論 状況報告・議論 先進地視察研修	項目基本協定の協議・決定	A群協定の協議・決定	B群協定の協議・決定	C群協定の協議・決定	D群協定の協議・決定	E群協定の協議・決定	F群協定の協議・決定	G群協定の協議・決定	H群協定の協議・決定	協定の協議・決定 新市の決定 画決 まち計	合併調印式 町議会合併決議					市長職務執行者の選任				
事務局各町村	準備会設立準備			任意協議会予算決定	重点指定地域の指定	任意合併のための基礎調査 ホームページの開設 将来構想の作成 電算システム調査		法定協議会設置の議決		新市まちづくり計画の策定 法定協議会事務局設置 事業量見込調査	まちづくり計画事前協議 県北秋田地域振興局に新市							まちづくり計画正式協議 県合併支援室に新市	計画提出 知事に新市まちづくり	知事に合併申請書提出	事務事業の調整・とりまとめ	新例規のとりまとめ		閉町式準備 合併施行広報啓発開始	引継等残務整理	閉町式				
新市将来構想 新市まちづくり計画				新市将来構想案策定	〇〇住民アンケート		再検討			新市将来構想に合わせた新市まちづくり計画の策定																				
事務事業の一元化				事務事業の洗出し			現況調書作成			事務事業のすり合わせ・調整及び一元化								事務事業の調整												
財政シミュレーション 財政計画				財政シミュレーション案策定			再検討			新市まちづくり計画に合わせた財政計画の作成																				
電算統合				電算システム調査						電算システム統合の準備																				
新市例規作成					例規比較					新市例規の立案・作成																				
広報・ホームページ						HP開設	広報①		広報②	広報③	HP開設	広報①	広報②	広報③	広報④	広報⑤	広報⑥	広報⑦				広報⑧								
協議会					①	②	③	④	⑤		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					
幹事会						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			⑭	⑮					
担当課長会議						①	②				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					
備 考											鷹合町・川町・議選										森吉町長選挙									

協議第 4 号

平成 1 5 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算（案）について

平成 1 5 年鷹巣阿仁地域合併協議会予算を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

平成15年度 鷹巣阿仁地域合併協議会予算

平成15年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の同一款内での各項の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 負担金		千円 17,997
	1. 負担金	17,997
4. 諸収入		3
	1. 諸収入	3
歳入合計		18,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		千円 4,755
	1. 総務管理費	4,755
2. 事業費		12,904
	1. 事業推進費	12,904
3. 予備費		341
	1. 予備費	341
歳出合計		18,000

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 負担金	千円 17,997	千円 0	千円 17,997
4. 諸収入	3	0	3
歳入合計	18,000	0	18,000

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 4,755	千円 0	千円 4,755	千円	千円	千円 4,755	千円
2. 事業費	12,904	0	12,904			12,904	
3. 予備費	341	0	341			341	
歳出合計	18,000	0	18,000			18,000	

2. 歳 入

1 款 負担金

1 項 負担金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	17,997	0	17,997	1 4 町負担金	千円 17,997	千円 鷹巣町負担金 6,919 合川町負担金 3,958 森吉町負担金 3,920 阿仁町負担金 3,200
計	17,997	0	17,997		17,997	

4 款 諸収入

1 項 諸収入

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	千円 1	
2 雑入	2	0	2	1 雑入	2	
計	3	0	3		3	

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 会議費	千円 2,455	千円 0	千円 2,455	千円	千円	千円 2,455	千円	1 報酬	千円 800	委員報酬	千円 800
								9 旅費	246	委員費用弁償	246
								11 需用費	572	消耗品費 食糧費	131 441
								12 役務費	174	通信運搬費 手数料	77 97
								13 委託料	189	会議録作成	189
								14 使用料及び 賃借料	474	コピー使用料 会場使用料	444 30
2 事務局費	2,300	0	2,300			2,300		4 共済費	39	社会保険料等	39
								7 賃金	267	臨時職員賃金	267
								9 旅費	218	職員旅費	218
								11 需用費	646	消耗品費	594

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
										燃料費 印刷製本費	23 29
								12 役務費	159	通信運搬費 手数料 保険料	74 47 38
								14 使用料及び 賃借料	341	コピー使用料 車借上料	152 189
								18 備品購入費	630	カラープリンタ パソコン	210 420
計	4,755	0	4,755			4,755			4,755		

2 款 事業費
1 項 事業推進費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 事業推進費	千円 12,904	千円 0	千円 12,904	千円	千円	千円	千円	7 旅費	千円 1,434	千円 1,434 研修旅費
								11 需用費	430	23 407 消耗品費 印刷製本費
								12 役務費	37	37 通信運搬費
								13 委託料	10,889	2,069 420 8,400 合併推進事業支援業務 ホームページ更新作業 電算システム統合基本計画
								14 使用料及び 賃借料	114	114 コピー使用料
計	12,904	0	12,904						12,904	

3 款 予備費
1 項 予備費

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	千円 341	千円 0	千円 341	千円	千円	千円 341	千円	1 予備費	千円 341	千円
計	341	0	341			341			341	

協議第 5 号

平成 1 6 年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算（案）について

平成 1 6 年鷹巣阿仁地域合併協議会予算を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

平成16年度 鷹巣阿仁地域合併協議会予算

平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 歳出予算の同一款内での各項の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1. 負担金		千円 18,497
	1. 負担金	18,497
2. 県支出金		5,000
	1. 県補助金	5,000
3. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
4. 諸収入		2
	1. 諸収入	2
歳 入 合 計		23,500

歳出

款	項	金 額
1. 総務費		千円 13,340
	1. 総務管理費	13,340
2. 事業費		9,564
	1. 事業推進費	9,564
3. 予備費		596
	1. 予備費	596
歳 出 合 計		23,500

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 負担金	千円 18,497	千円 17,997	千円 500
2. 県支出金	5,000	0	千円 5,000
3. 繰越金	1	0	1
4. 諸収入	2	3	△ 1
歳入合計	23,500	18,000	5,500

歳出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 13,340	千円 4,755	千円 8,585	千円	千円	千円 13,340	千円
2. 事業費	9,564	12,904	△ 3,340	5,000		4,564	
3. 予備費	596	341	255			596	
歳出合計	23,500	18,000	5,500	5,000		18,500	

2. 歳 入

1 款 負担金 1 項 負担金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	18,497	17,997	500	1 4 町負担金	千円 18,497	千円 鷹巣町負担金 7,111 合川町負担金 4,068 森吉町負担金 4,029 阿仁町負担金 3,289
計	18,497	17,997	500		18,497	

2 款 県支出金 1 項 県補助金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	5,000	0	5,000	1 市町村合併支援事業補助金	千円 5,000	法定合併協議会支援事業費補助金
計	5,000	0	5,000		5,000	

3 款 繰越金 1 項 繰越金

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	千円 1	
計	1	0	1		1	

4 款 諸収入
1 項 諸収入

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	千円 1	預金利子
2 雑入	1	2	△ 1	1 雑入	千円 1	
計	2	3	△ 1		2	

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 会議費	千円 7,537	千円 2,455	千円 5,082	千円	千円	千円 7,537	千円	1 報酬	千円 2,828	委員報酬	千円 2,828
								9 旅費	870	委員費用弁償	870
								11 需用費	1,013	消耗品費 食糧費	315 698
								12 役務費	688	通信運搬費 手数料	338 350
								13 委託料	756	会議録作成	756
								14 使用料及び 賃借料	1,382	コピー使用料 会場使用料	1,263 119
2 事務局費	5,803	2,300	3,503			5,803		4 共済費	231	社会保険料等	231
								7 賃金	1,598	臨時職員賃金	1,598
								9 旅費	713	職員旅費	713

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	11 需用費	千円 1,082	千円 消耗品費 877 燃料費 76 印刷製本費 29 修繕費 100
								12 役務費	625	488 通信運搬費 99 手数料 38 保険料
								14 使用料及び 賃借料	1,323	189 コピー使用料 1,134 車借上料
								18 備品購入費	231	231 キャビネほか
計	13,340	4,755	8,585			13,340			13,340	

2 款 事業費
1 項 事業推進費

目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 事業推進費	千円 9,564	千円 12,904	千円 △ 3,340	千円 5,000	千円	千円 4,564	千円	8 報償費	千円 250	千円 報償金 250
								11 需用費	4,395	23 消耗品費 印刷製本費 4,372
								12 役務費	258	258 通信運搬費
								13 委託料	4,547	3,917 合併推進事業支援業務 ホームページ更新作業 630
								14 使用料及び 賃借料	114	114 コピー使用料
計	9,564	12,904	△ 3,340	5,000		4,564			9,564	

3 款 予備費
1 項 予備費

目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 予備費	千円 596	千円 341	千円 255	千円	千円	千円 596	千円	1 予備費	千円 596	千円
計	596	341	255			596			596	

協議第 6 号

新市まちづくり計画策定方針（案）について

新市まちづくり計画の策定方針を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

新市まちづくり計画の策定方針（案）

新市まちづくり計画は合併特例法の規定を踏まえるとともに、新市将来構想をベースとして、次のような方針で策定する。

I、まちづくり計画の策定方針

1、新市まちづくり計画の目的及び趣旨

本計画は、鷹巣阿仁地域合併協議会（鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町）構成4町の合併による新市のまちづくり計画の基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくり計画を策定して、4町の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と、地域の均衡ある発展を図ることを目的とする。

2、計画の構成

本計画は、新市のまちづくりのための基本方針、これを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成するものとする。

3、計画の期間

本計画の基本方針を定めるにあたっては、4町の現状を見据え、将来を展望した長期的な視野にたったものであることから、主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年間について定めるものとする。

4、計画作成上の留意事項等

- (1) 4町の発展計画をはじめ、県計画との整合性を図り、地域の特徴を生かしたより効果的なまちづくりに努める。
- (2) ハード面のみならず、各種ソフト面の再構築に配慮すること。
- (3) 真に新市のまちづくりに必要不可欠な事業を選択し、合理的で健全な行財政運営を図る。
- (4) 旧町意識を早期に解消し、新しいまちづくりを一体的に推進する環境基盤の確立を図る。
- (5) 行政区域が拡大することによって行政サービスや行政機関との関わりが希薄になる恐れがある地域においては、振興整備の方策を明確にするよう努める。
- (6) 各町で開催された住民座談会やアンケート結果などで出された意見・要

望等など住民の意見を広く反映させる。

Ⅱ、新市まちづくり計画作成スケジュール

時期	内容	担当等
2月～4月	素案作成のための資料収集 ・各町の主要事業調査、集計 ・国、県事業量見込み調査 ・住民意向集約 アンケート調査等より ・財政計画 北秋田地域振興局との事前協議	担当課長会議 事務局（計画班）
5月～6月	素案検討	担当課長会議 幹事会
6月	まちづくり計画作成進捗状況報告	協議会
7月	県事前協議（合併支援室）	事務局（計画班）
7月	協議会提案・協議	協議会
8月	県との正式協議・回答	事務局（計画班）
8月	協議会決定・確認	協議会
9月	新市まちづくり計画公表・総務大臣、県知事に送付	事務局（計画班）
9月	住民説明会	事務局・各町

協議第 7 号

合併協定調整方針（案）について

合併協定調整方針を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

合併協定項目の調整方針（案）

合併協定項目の調整方針は、次のとおりとする。

◇ 基本的な方針

合併を新たなまちづくりのスタートと位置付け、今後の社会情勢の変化による行政需要に応え効率的な行政サービスを提供することのできる体制整備を図りつつ、今までの各種施策の再構築を検討し、住民福祉の向上を目指すことを基本理念とする。また、4町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域に均衡ある発展が望めるよう配慮する。

◇ 調整の方針

1. 一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう一体性の確保に努める。

新市に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係わる事項については、住民生活に混乱をきたさないよう一体化に努め、円滑にサービスが提供できるよう調整するものとする。

2. 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

現在4町で行っている各種住民福祉サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。

3. 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

地方税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について「負担公平の原則」に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整に努めるものとする。

4. 健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営に努める。

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指して調整するものとする。

5. 行政改革推進の原則

行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。

新しい行政組織の構築にあたっては、より効率的で機能的な組織の改革に努め、各種施設の有効利用により住民生活の利便性向上が図れるよう調整するものとする

6. 適正規模準拠の原則

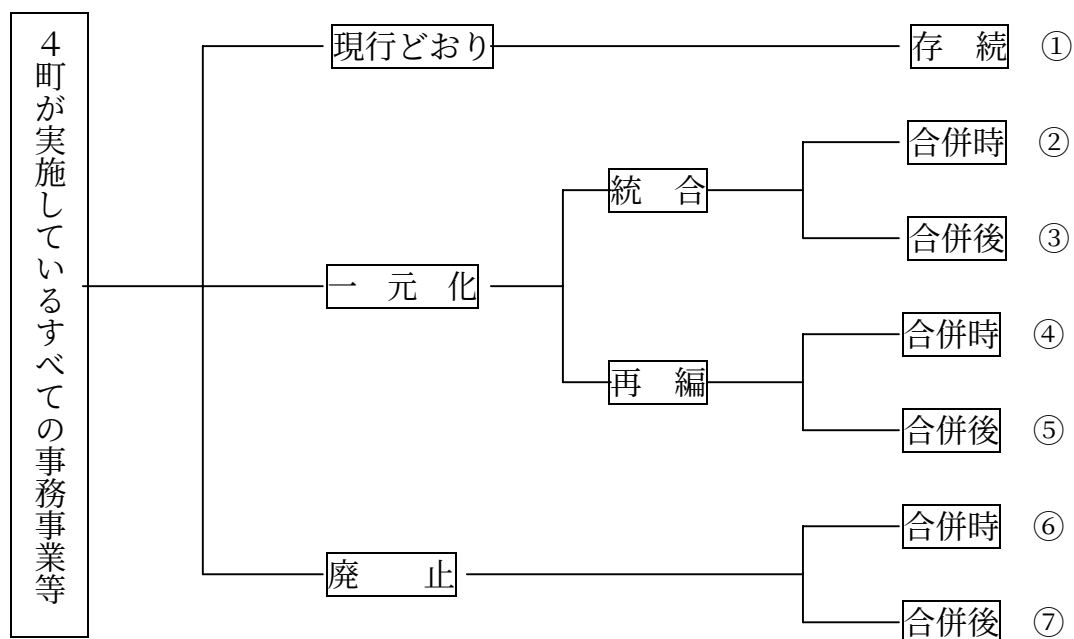
自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

各種事務事業の規模については、類似市町村の状況も考慮しつつ新しい自治体にふさわしい適正な規模となるよう調整に努めるものとする。

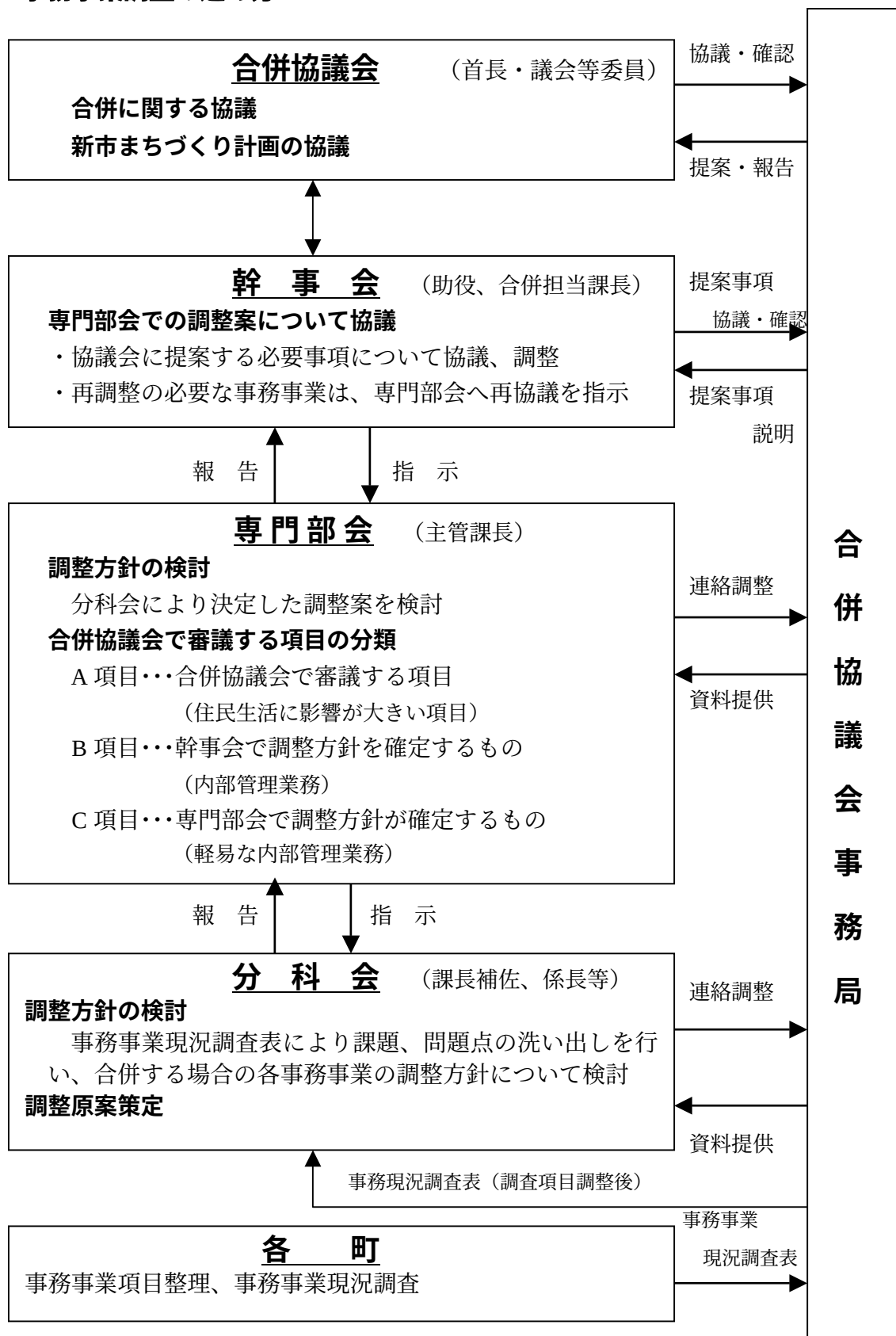
◇ 具体的な調整方針

- ① 4町同一のため、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 4町のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 4町のどれかに統合し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ④ 4町のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する
- ⑤ 4町のどれかを基本に再編し、新市に移行後、速やかに調整する。
- ⑥ 廃止の方向で、合併時までに調整する。
- ⑦ 廃止の方向で、新市に移行後、速やかに調整する。

(調整方針)



◇ **事務事業調整の進め方**



協議第 8 号

合併協定項目（案）について

合併協定項目を別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

合併協定項目(案)

分類	区分	N O	協 定 項 目
基本協定項目		1	合併の方式
		2	合併の期日
		3	新市の名称
		4	新市の事務所の位置
A群		5	財産の取扱い
	○	6	議会の議員の定数 及び任期の取扱い
	○	7	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い
B群	○	8	地方税の取扱い
	○	9	一般職の職員の身分の取扱い
		10	特別職の身分の取扱い
		11	条例、規則等の取扱い
C群		12	事務組織及び機構の取扱い
		13	一部事務組織等の取扱い
		14	使用料、手数料の取扱い
D群		15	公共的団体等の取扱い
		16	補助金、交付金等の取扱い
		17	町名、字名の取扱い
		18	慣行の取扱い
E群		19	国民健康保険事業の取扱い
		20	介護保険事業の取扱い
		21	消防団の取扱い
		22	行政区の取扱い
	○	23	地域審議会

分類	区分	N O	協 定 項 目
F群		24	水道事業の取扱い
		2 5 - 0 1	電算システム事業
		2 5 - 0 2	広報公聴
		2 5 - 0 3	姉妹都市・国際交流事業
		2 5 - 0 4	商工・観光関係事業
		2 5 - 0 5	地域振興事業
		2 5 - 0 6	納税関係
		2 5 - 0 7	交通関係事業
		2 5 - 0 8	消防防災事業
G群		2 5 - 0 9	生活環境事業
		2 5 - 1 0	障害者福祉事業
		2 5 - 1 1	高齢者福祉事業
		2 5 - 1 2	児童福祉事業
		2 5 - 1 3	その他福祉事業
		2 5 - 1 4	保健衛生事業
		2 5 - 1 5	農林水産関係事業
		2 5 - 1 6	都市計画関係事業
		2 5 - 1 7	建設関係事業
		2 5 - 1 8	学校の通学区域
		2 5 - 1 9	学校教育事業
		2 5 - 2 0	社会教育事業
H群		2 5 - 2 1	その他の事業
	○	2 6	新市まちづくり計画

※ ○印は合併特例法の規定項目

※ 協定項目－４６項目

事務事業の一元化・例規作成のスケジュール (案)

区 分	平 成 1 5 年 度										平 成 1 6 年 度							
	任意協議会		法 定 協 議 会															
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
協 議 会																		
提 案			新市まちづくり計画（策定方針） 基本協定項目提案	A群提案	B群提案 C群提案	D群提案 E群提案	F群提案 G群提案	H群提案										
協 議		基本協定項目調整案（調整案）		基本協定項目協議	A群協議 B群協議	C群協議 D群協議	E群協議 F群協議	G群協議 H群協議	H群新市まちづくり計画決定 協定書の決定									
開催予定			第 1 回	第 2 回	第 3 回 第 4 回	第 5 回 第 6 回	第 7 回 第 8 回	第 9 回 第 1 0 回	第 1 1 回 第 1 2 回									
合併協定項目 (46項目)			<u>基本協定項目</u> ・ 合併の方式 ・ 合併の時期 ・ 新市の名称 ・ 事務所の所在	<u>A 群</u> 財産の取り扱い 議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<u>B 群</u> 地方税の取扱い 一般職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 条例、規則等の取扱い <u>C 群</u> 事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い 使用料、手数料の取扱い	<u>D 群</u> 公共的団体等の取扱い 補助金、交付金等の取扱い 町名・字名の取扱い 慣行の取扱い <u>E 群</u> 国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い 消防団の取扱い 行政区の取扱い 地域審議会	<u>F 群</u> 水道事業の取扱い 電算システム事業 広報公聴 姉妹都市、国際交流事業 商工、観光関係事業 地域振興事業 納税関係 交通関係事業 消防防災事業 生活環境事業	<u>G 群</u> 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 その他福祉事業 保健衛生事業 農林水産関係事業 都市計画関係事業 建設関係事業 学校の通学区域 学校教育事業 社会教育事業 その他の事業 <u>H 群</u> 新市まちづくり計画										
		事務事業洗出し作業 (1,263項目)	事務事業説明	事務事業の調整 各分科会 → 専門部会 → 幹事会 → 協議会														
例規作成	例規名比較表・例規内容比較表作成 (既存例規1,683件)	整備基本方針	例規の立案・作成 各分科会、例規分科会 → 専門部会 → 幹事会 → 協議会								仮例規原案の確定	仮例規集の編集	専決処分書の作成					

事務事業の一元化・例規作成のスケジュール (案)

区 分	平 成 1 5 年 度										平 成 1 6 年 度							
	任意協議会		法 定 協 議 会															
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
協 議 会																		
提 案			新市まちづくり計画（策定方針） 基本協定項目提案	A群提案	B群提案 C群提案	D群提案 E群提案	F群提案 G群提案	H群提案										
協 議		基本協定項目（調整案）		基本協定項目協議	A群協議 B群協議	C群協議 D群協議	E群協議 F群協議	G群協議 H群協議	H群新市まちづくり計画の決定 協定書の決定									
開催予定			第1回	第2回	第3回 第4回	第5回 第6回	第7回 第8回	第9回 第10回	第11回 第12回									
合併協定項目 (46項目)			<u>基本協定項目</u> ・ 合併の方式 ・ 合併の時期 ・ 新市の名称 ・ 事務所の所在	<u>A 群</u> 財産の取り扱い 議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<u>B 群</u> 地方税の取扱い 一般職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 条例、規則等の取扱い <u>C 群</u> 事務組織及び機構の取扱い 一部事務組合等の取扱い 使用料、手数料の取扱い	<u>D 群</u> 公共的団体等の取扱い 補助金、交付金等の取扱い 町名・字名の取扱い 慣行の取扱い <u>E 群</u> 国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い 消防団の取扱い 行政区の取扱い 地域審議会	<u>F 群</u> 水道事業の取扱い 電算システム事業 広報公聴 姉妹都市、国際交流事業 商工、観光関係事業 地域振興事業 納税関係 交通関係事業 消防防災事業 生活環境事業	<u>G 群</u> 障害者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 その他福祉事業 保健衛生事業 農林水産関係事業 都市計画関係事業 建設関係事業 学校の通学区域 学校教育事業 社会教育事業 その他の事業 <u>H 群</u> 新市まちづくり計画										
		事務事業洗出し作業 (1,263項目)	事務事業説明	事務事業の調整 各分科会 → 専門部会 → 幹事会 → 協議会														
例規作成	例規名比較表・例規内容比較表作成 (既存例規1,683件)	整備基本方針	例規の立案・作成 各分科会、例規分科会 → 専門部会 → 幹事会 → 協議会							仮例規原案の確定		仮例規集の編集		専決処分書の作成				

—別 冊—

次 回 協 議 会 の 協 議 事 項 (本 日 の 提 案)

- 協議第 9 号・・・合併の方式について
- 協議第 10 号・・・合併の期日について
- 協議第 11 号・・・新市の事務所の位置について
- 協議第 12 号・・・新市の名称について
- 協議第 13 号・・・新市名称選考小委員会設置規程(案)
について

この資料は、次回の協議会で使用しますので、このままご持参くださるようお願いいたします。

協議第 9 号

合併の方式について

合併の方式について別紙のとおり提案する。

平成16年2月9日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の方式	関係項目	
調 整 の 内 容	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
任意協議会の調整素案	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

四町の沿革

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
明治22年4月 ・鷹巣村、栄村が村制施行 ・黒沢村、前山村、今泉村、小繋村、麻生村が合併し七座村発足 ・中屋敷村、脇神村、小森村が合併し沢口村発足 明治33年6月 ・鷹巣村が町制施行 昭和30年4月 ・鷹巣町、栄村、坊沢村、七座村、沢口村が合併し、鷹巣町発足 昭和31年9月 ・鷹巣町が七日市村、綴子村を編入合併	明治21年4月 ・根田村、芹沢村、三里村、三木田村、鎌沢村が合併し下小阿仁村発足 明治22年 ・李岱村、福田村、新田目村、羽根山村が合併し落合村発足 ・上杉村、下杉村、川井村、道城村、木戸石村、八幡岱新田村、増沢村が合併し大野村発足 明治25年 ・大野村を分村し上大野村(旧上杉村、旧下杉村、旧川井村、旧道城村)、下大野村(旧木戸石村、旧八幡岱新田村、旧増沢村)発足	明治22年4月 ・浦田村、本城村、米内沢村が合併し米内沢村発足 ・桂瀬村、五味堀村、根森田村、森吉村、小又村、阿仁前田村が合併し、前田村発足 明治35年6月 ・米内沢村が町制施行 昭和31年9月 ・前田村と米内沢町が合併し森吉町発足	明治22年4月 ・阿仁銅山村、荒瀬村が村制施行 明治30年1月 ・阿仁鉦山村が町制施行し、阿仁合町と改称 昭和12年 ・荒瀬村本村と鍵ノ滝が阿仁合町に合併 ・荒瀬村を改称、大阿仁村発足 昭和30年4月 ・阿仁合町、大阿仁村が合併し、阿仁町発足

	昭和30年3月 ・下小阿仁村、落合村、上大野村、下大野村が合併し合川町発足		
--	--	--	--

説明資料

内 容

1. 新設合併と編入合併の相違点

区 分		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称とする。
事務所の位置		合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
市町村の長		市町村長は全て失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	市町村議会議員は全て失職する。 地方自治法に定める定数以内で設置選挙を行う。（任期は選挙の日から4年）	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は、編入する市町村の議員の残任期間。

説明資料

内 容

	特 例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とすることができる。（定数特例） ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任することができる。（在任特例）	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ① 編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。（定数特例） ② 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。（在任特例） なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会の委員（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する事となる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
一般職の職員の身分の取扱い		合併市町村に身分が引き継がれる。	編入する市町村の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の職員は、編入する市町村に引き継がれる。

説明資料

内 容

特別職の職員	特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則	条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

注）農業委員会の委員については、上記以外にも「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを超える場合、または農地面積が7,000haを超える場合は農業委員会を複数設置することが可能。

協議第 1 0 号

合併の期日について

合併の期日について別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 隆

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の期日	関係項目	
調 整 の 内 容	平成17年3月31日以内を目標とする。		
任意協議会の調整素案	平成17年3月31日以内を目標に、法定協議会の中で決定する。		

説明資料
内 容
1. 合併特例法の適用について 平成17年3月31日までに合併した場合は、合併特例法に規定する財政上の特例（地方交付税の算定、合併特例債の起債など）や市の要件の緩和などが適用されます。 ○合併特例法附則第二条 この法律は、平成一七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。 ○合併特例法第五条の二：市となるべき要件の特例 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、<u>人口三万以上</u>を有することとする。 一 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの ※地方自治法第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。 一 <u>人口五万以上</u>を有すること。 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

説明資料

内 容

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

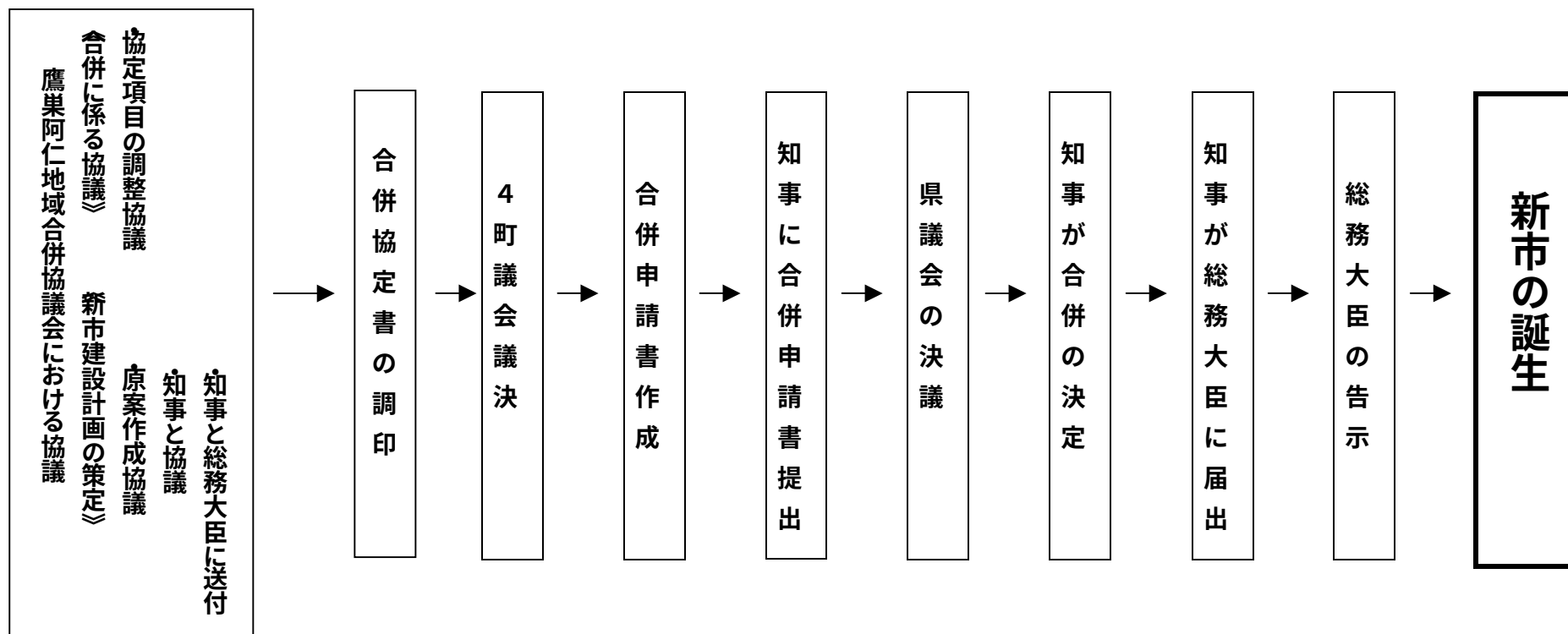
※ 地方自治法第七条第一項は、市町村合併について規定。

- 合併特例法第十一条：地方交付税の額の算定の特例
- 合併特例法第十一条の二：地方債の特例等（合併特例債に関する規定）

2 県内の合併協議会の状況

合併協議会	構成市町村	合併の方式	合併の期日
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会	仁賀保町、金浦町、象潟町	新設	16年3月を目標
本荘由利一市七町合併協議会	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	新設	17年3月を目標
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	六郷町、千畑町、仙南村	新設	16年11月1日
大曲仙北合併協議会	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町	新設	17年3月22日
田沢湖・角館・西木合併協議会	角館町、田沢湖町、西木村	新設	17年3月末日以前を目標
湯沢雄勝合併協議会	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村	新設	17年3月31日以内を目標
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	昭和町、飯田川町、天王町	新設	17年3月31日以内を目標
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	秋田市、河辺町、雄和町	編入	17年1月11日
横手平鹿合併協議会	横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村	新設	17年3月19日
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	五城目町、八郎潟町、井川町	新設	17年3月31日以内を目標

3. 合併までの流れ（概要）



協議第 1 1 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 隆

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の事務所の位置	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の事務所の位置は、 新庁舎建設までの間 、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。		
任意協議会の調整素案	住民サービスの向上、住民の利便性及び各町庁舎の事務所機能などのあり方を総合的に勘案し、法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿仁町役場
【役 場】 ○住所 鷹巣町花園町19番1号 ○竣工 昭和45年2月18日 ○施設規模 本庁舎 地上 3 階 ○敷地面積 32,610 m ² ○延べ床面積 3,010 m ² ○駐車台数 116 台 ○職員数 117 人 (本庁舎のみ)	【役 場】 ○住所 合川町新田目字大野82番地2 ○竣工 昭和52年10月27日 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 ○敷地面積 約2,500 m ² ○延べ床面積 2,740 m ² ○駐車台数 98 台 ○職員数 75 人 (上記庁舎のみ) ○その他 隣接地に町中央駐車場有り。約50台駐車可能。	【役 場】 ○住所 森吉町米内沢字七曲23番地 ○竣工 平成9年7月18日 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 支所等 前田支所 ○敷地面積 17,935 m ² ○延べ床面積 3,113 m ² ○駐車台数 130 台 ○職員数 83 人 (本庁舎のみ)	【役 場】 ○住所 阿仁町銀山字下新町41番地1 ○竣工 平成11年9月 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 支所等 大阿仁支所 ○敷地面積 7,247 m ² ○延べ床面積 2,422 m ² ○駐車台数 50台 ○職員数 69 人 (本庁舎のみ)

説明資料

内 容

1 事務所の位置に関する法令

○ 地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあたっては支庁（道にあたっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあたっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

※ 支所 : 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所 : 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

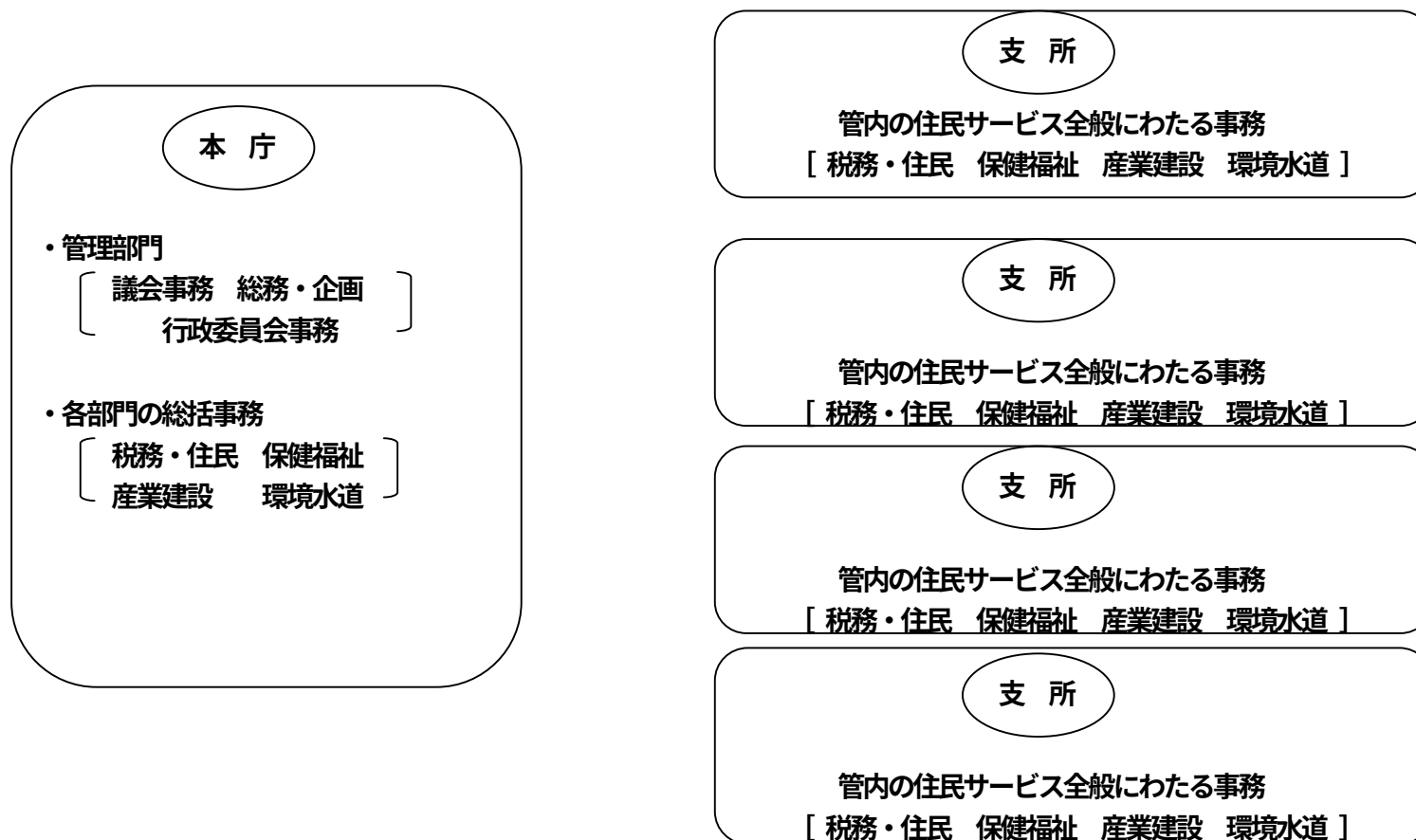
説明資料

内 容

2. 各町役場の活用方式

(1) 総合支所方式

管内の住民サービス全般にわたる事務は現役場にそのまま残し、**新庁舎建設までの間、管理部門や各部門の総括事務は鷹巣町に置き、それを本庁とする。**



説明資料	
	内 容
3 先進地の事例 つくば市 仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。 北上市 新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では、紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。 あきる野市 合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。 篠山市 任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。 西東京市 当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。 あさぎり町 関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。	

協議第 1 2 号

新市の名称について

新市の名称について別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 隆

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の名称について（名称の決定方法）	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案	新市の名称については、法定協議会の中で公募を含めて検討し、決定する。		

説 明 資 料			
町名の由来			
鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
地名は白鷹伝説に由来している。昔、仲のよい鷹の夫婦が暮らしていたが、ある冬、夫はどこからともなくやって来た荒鷲に噛み殺された。雌の鷹は嘆き悲しんだが、次の年、真っ白な羽根の子供を産んだ。この珍しい白鷹は、大切に育てられ立派に成長し、ある日突然大空に飛び立ち、父鷹を噛み殺した荒鷲を捕まえて舞い降りてきた。 親の仇討ちをした白鷹のことは人口に膾炙し、時の政府にも伝わり、この鷹の住む土地を「鷹巣」と命名したといわれている。	昭和30年の合併の際、町の中央部で阿仁川と小阿仁川が合流していることから、旧4村の歴史を踏まえて新しい町づくりのために総意を結集しようとの意を象徴する町名として、公募で決められた。	昭和31年の合併の際、新町内にあ る秀峰「森吉山」にちなんで、当時の秋田県知事が命名した。	アイヌ語で、居住する谷や立木を意味する「アニ」を起源とする説と蝦夷語で、立木を意味する「アンニ」を起源とする説がある。 阿仁の古名は榎淵（すぎぶち）で蝦夷語の「シリベツ」から出ており、「川の流れ」を意味する。阿仁川の上流が阿仁で、下流が榎淵である。

説明資料

内 容

1 県内の合併協議会の状況

	仁賀保	本 荘	千 畑	大 曲	田沢湖
公募の有無	公募	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	可	可	不可、ただし組み合わせや一部使用は可	現町名は候補に加えることとし、それ以外を公募
決定方法	協議会委員が各3点選考→協議会委員が各1点選考→協議会で上位2点で投票	協議会委員が各2点選考→協議会で10点に絞り込み→協議会で最終決定	協議会委員が各3点選考→協議会で5点に絞り込み→協議会で最終決定	審査会で12点に絞り込み→市町村長会議で5点に絞り込み→協議会で最終決定	未定
小委員会等の構成	—	—	—	協議会委員以外の者各1名	未定
募集対象の制限	小学生以上	管内に住民登録、外国人登録をしている者	なし	管内に住所を有する者	未定
新市の名称	にかほ市	由利本荘市	美郷町	大仙市	未定

※仁賀保：仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会

本 荘：本荘由利一市七町合併協議会

千 畑：千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

大 曲：大曲仙北合併協議会

田沢湖：田沢湖・角館・西木合併協議会

説明資料

内 容

	湯 沢	天 王	横 手	五城目
公募の有無	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	不可	現町名は最終候補に加えることとし、それ以外を公募	不可、ただし一部使用は可
決定方法	選考委員会で10点程度に絞り込み→協議会で最終決定	小委員会で10点に絞り込み→協議会で最終決定	応募名称に現町名を加えたものの中から小委員会で10点に絞り込み→協議会で最終決定	審査会で12点に絞り込み→市町村長会議で5点に絞り込み→協議会で最終決定
小委員会等の構成	協議会の総務部会委員の中から各3名	協議会委員以外の者各3名	協議会委員各1名、市町村長が協議して定めた者1名	協議会委員各1名、それ以外の者各1名
募集対象の制限	小学生以上	小学生以上、3町の居住者または出身者	小学生以上	小学生以上
新市の名称	湯沢市	未定	未定	未定

※湯 沢：湯沢雄勝合併協議会

天 王：天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

横 手：横手平鹿合併協議会

五城目：五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会

2 全国の名称決定事例

あきる野市

合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がなされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況であった。

そこで、小委員会において住民アンケート、東京都知事一任などの案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。

篠山市

任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとすることは決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市

住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、8,700件、3,000種類に及ぶ応募があった。

選定は困難を極めたが、①地理的イメージ、②地域的特徴、③歴史・文化、④市民の理想表現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。

あさぎり町

一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。

応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。

説明資料

内 容

3 新設合併おける名称の例（昭和60年度以降）

(1) 関係する1市町村の名称を新市町村の名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
岩手県	北上市	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
兵庫県	篠山市	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
山梨県	南部町	H15. 3. 1	南部町、富沢町
静岡県	静岡市	H15. 4. 1	静岡市、清水市
福岡県	宗像市	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
三重県	いなべ市	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
岐阜県	本巣市	H16. 2. 1	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村

※ いなべ市の合併関係市町村の「員弁町」の読みが「いなべ」である。

(2) 新しい名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
茨城県	つくば市	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
茨城県	ひたちなか市	H 6.11. 1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	H 7. 9. 1	秋川市、五日市町
東京都	西東京市	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町

説明資料

内 容

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町
山口県	周南市	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
岐阜県	瑞穂市	H15. 5. 1	穂積町、巣南町
長野県	千曲市	H15. 9. 1	更埴市、上山田町、戸倉町
山梨県	富士河口湖町	H15.11.15	河口湖町、勝山村、足和田村
岐阜県	飛騨市	H16. 2. 1	古川町、河合村、宮川村、神岡町

説明資料	
	内 容
4 名称についての制限 (1) 使用する文字 漢 字： 現在、多数の市町村で使用しており、漢字の使用範囲についても制限はありませんが、市の町名変更の際はなるべく当用漢字（現在は常用漢字が告示されている。）を用いることとされていることから常用漢字を使うことが適当と思われます。 、 平仮名 ： 最近増えています。（さいたま市、さぬき市 等） 片仮名 ： 最近増えています。（マキノ町、南アルプス町 等） 記号 ： 読み方が特定できないことから不適当です。 算用数字： 読み方が特定できないことから不適当です。 ローマ字： 明確に使用を禁止した規定や指導等はありませんが、日本語ではないことから実例はありません。 (2) 既存の市と同一の名称 既存の市と同一の名称とすることは可能であるが、事務次官通達で既存の市と同一とならないように配慮することという助言があります。 ○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行について （昭和45年3月12日付け自治振第32号各都道府県知事あて自治事務次官通知） 1～3（略） 4 市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。	

協議第 13号

新市名称選考小委員会設置規程（案）について

新市名称選考委員会設置規程について別紙のとおり提案する

平成16年2月9日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 陸

新市名称選考小委員会設置規程（案）

（設置及び趣旨）

第1条 新市の名称についての応募作品の選考等を行うため、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名称選考小委員会（以下「小委員会」という。）を置くこととし、同条第2項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）新市の名称についての応募作品から新市の名称候補を絞り込むこと。
- （2）その他協議会が必要と認めた事項。

（組織）

第3条 小委員会は、協議会の会長及び委員のうち、次の者をもって組織する。

- （1）4町の長
- （2）4町の議会議長
- （3）4町の長が定めた学識経験を有する者各1名

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

（関係者の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 月 日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の小委員会は、協議会の会長が招集する。

新市名称募集要項（案）

1. 募集の目的

- ① 新市の名称を広く公募することにより、幅広い意見を集約し、新市に相応しい名称を選定する。
- ② 合併問題に関する住民の関心の喚起を図り、住民のまちづくりへの参加を推進する。

2. 公募の方法

（1）募集期間

新市の名称の募集期間は平成 年 月 日～平成 年 月 日までとし、期間内必着とする。

（2）応募資格

- ① 鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町のいずれかに住所を有する者。
- ② 応募者は小学生以上とし、1人何点でも応募できるものとする。

（3）応募要件等

- ① 名称には、漢字、ひらがな、カタカナのいずれか又はそれらを組み合わせて使用するものとし、漢字にはふりがなを振るものとする。
- ② 現在の町の名称は読みも含め使用できないものとする。ただし、名称の組み合わせや名称の一部の使用はできるものとする。

（4）応募方法

- ① 応募は、ハガキ、メール、ファクスによるものとする。
- ② 応募には、「新市の名称（ふりがな）」「命名の意味または理由」「住所」「氏名（ふりがな）」「性別」「年齢」「電話番号」を記載するものとする。

（5）公募の広報

- ① 公募は、協議会だより、協議会ホームページ、各町広報、各町ホームページにより行う。

3. 選定の方法

- ① 新市名称選考小委員会を設置し、候補作品を10作品程度に絞り込む。
- ② 小委員会は、絞り込んだ作品について、選定理由を付して協議会に報告する。
- ③ 協議会は、絞り込まれた候補の中から新市の名称を決定する。

4. 選考における留意事項

- ① 同一名称への応募数は、参考程度とする。

- ② 新市の名称としてふさわしい名称の応募がなかった場合は、再度名称の決定方法を協議するものとする。
- ③ 採用された名称に関する一切の権利は、鷹巣阿仁地域合併協議会に帰属するものとする。

5. 賞の贈呈

- ① 新市の名称の応募者に対して、次の賞を贈呈する。
 - ・名付け親大賞：採用名称の応募者の中から 1人 10万円
 - ・名付け親賞：採用名称の応募者の中から10人 商品券（1万円相当）
 - ・特別賞：応募者の中から 50人 図書券（千円相当）
- ② 各賞の受賞対象者が受賞数を超える場合は、抽選により受賞者を決定する。
- ③ 受賞者の公表は、本人へ通知する他、協議会だより、協議会ホームページ、各町広報を通じて行う。
- ④ 同一人が複数の賞に該当した場合は、上位の賞のみの受賞とする。